

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

ページ

### 告 示

- 漁船損害等補償法に基づく事前届出及び指定漁船調書の縦覧 (水産業振興課) 一
- 道路の区域変更 (道路課) 一
- 道路の供用開始 (二件) (同) 一
- 開発行為に関する工事の完了 (二件) (建築宅地課) 二

## 告 示

○宮城県告示第九十八号  
漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり告示し、当該届出に係る指定漁船調書を平成二十七年十二月二十二日から平成二十八年一月五日まで縦覧に供する。  
平成二十七年十二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

届 出 事 項	発起人の住所及び氏名 石巻市雄勝町桑浜字羽坂三十三番地七 今野 忠夫	加入区 雄勝町東部加入区	漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称 宮城県漁業協同組合	縦 覧 場 所 石巻市開成一番二十七
---------	--	-----------------	--	-----------------------

石巻市雄勝町船越字荒四十三番地三

高橋 照雄

### ○宮城県告示第九十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十七年十二月二十二日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成二十七年十二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 道路名 三九八号
- 三 道路の区域

変更の区間		変更前後	敷地の幅員(メートル)	敷地の延長(メートル)	備考
後	前	前			
B	A	A	八・二 四五・三	七〇五・五	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
九・三 四〇・七	八・二 四八・九	七〇五・五			
		六七二・〇			

### ○宮城県告示第千百号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十七年十二月二十二日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成二十七年十二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	大島浪板線	気仙沼市浪板三九三番二地先から同市浪板二八二番一地先まで	平成二十七年十二月二十五日

○宮城県告示第千一百一十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十七年十二月二十二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	大島浪板線	気仙沼市大浦七三番三地先から同市大浦三七二番一地先まで	平成二十七年十二月二十五日

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十七年十二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
名取市植松字錦田四十四番十四、七十二番、七十三番、七十四番、七十五番、八十七番、八十八番、八十九番、四十四番十四地先の水の一部、七十二番地先の水及び道の一部、八十七番地先の水の一部

岩沼市藤浪一丁目五番三十二号  
株式会社上の組

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

株式会社上の組

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十七年十二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
名取市上余田字千刈田七百五十二番

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

仙台市青葉区本町三丁目四番十八号

東北セキスイハイム不動産株式会社